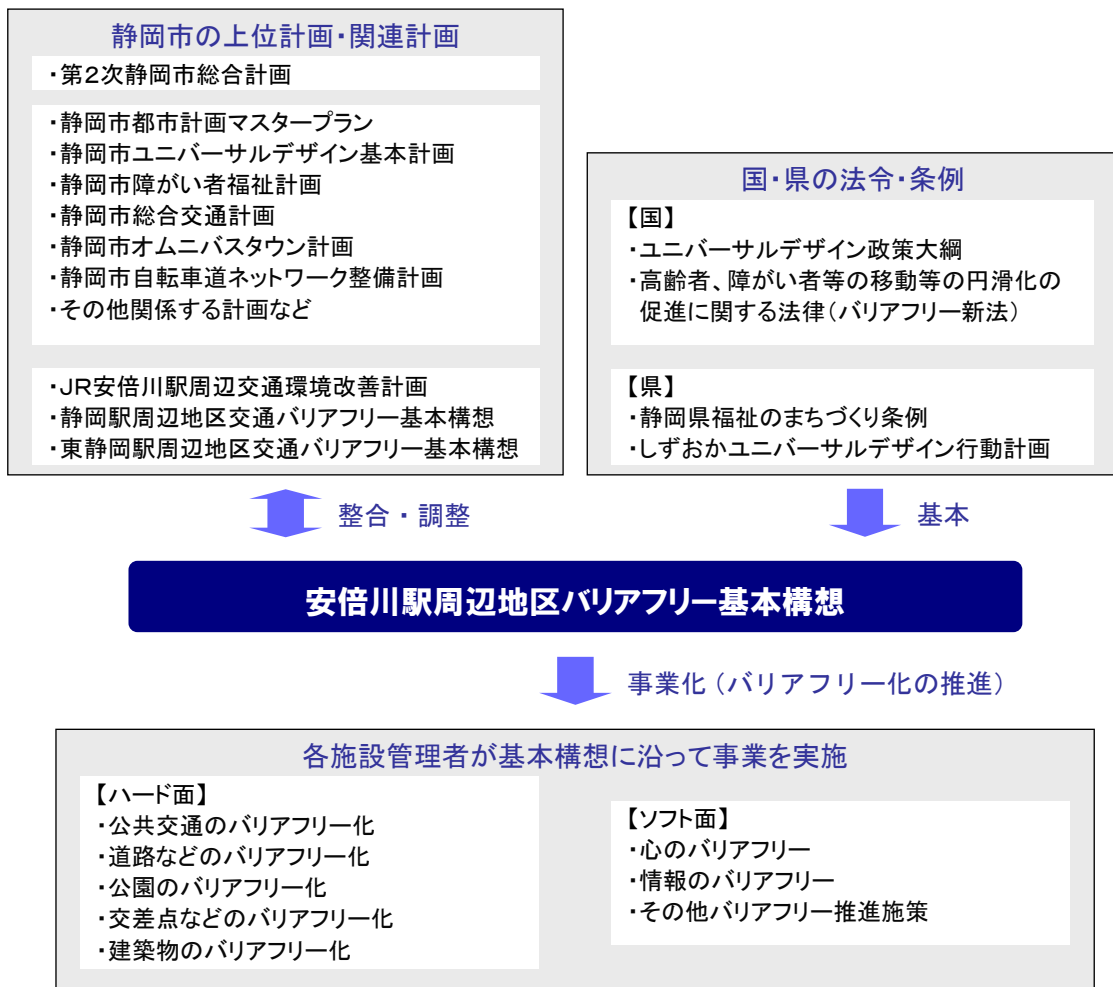


2. 基本構想の位置づけと目標年次

基本構想の位置付け

本基本構想はバリアフリー新法に基づき策定するものであり、安倍川駅周辺地区を対象として移動円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

基本構想策定にあたり、関係する都市計画法、地方自治法および諸計画との整合を図ります。



目標年次

基本構想の目標年次は、国の基本方針に基づき平成32年(2020年)を基本としています。各施設管理者は、事業計画を定めるとともに事業の特性から長期間を要する場合には、中長期的な展望に立ち継続的にバリアフリー化を推進します。